

# 健康福祉委員会資料

## (健康福祉局関係)

### 1 令和3年第3回定例会提出予定追加議案の説明

(2) 議案第156号 川崎市立看護大学奨学金条例の制定について

資料1 議案第156号 川崎市立看護大学奨学金条例の制定について

令和3年9月3日

健康福祉局

## 議案第 156 号 川崎市立看護大学奨学金条例の制定について

## 1 条例の主な内容

## (1) 入学時成績優秀者奨学金

ア 資格要件 学業成績が良好で性行が善良な者であり、かつ、入学選考において、極めて優秀な成績を収めた者であること。

イ 支給額 入学料並びに第 1 学年及び第 2 学年の授業料に相当する額

## (2) 地域定着促進奨学金

ア 資格要件 第 2 学年の学業成績が優良な者であり、かつ、将来市内の医療施設等において看護師又は保健師として勤務しようとする者であること等

イ 貸付金額 第 3 学年及び第 4 学年のうち 2 年以内において、月額 5 万円（無利息）

ウ 償還の免除 借受人が卒業後に市内の医療施設等において看護師又は保健師として勤務し、3 年間その業務に従事したときは、奨学金の償還を免除する。

## (3) 地域就職促進奨学金

ア 資格要件 学業成績が良好で性行が善良な者であり、かつ、将来市内の医療施設等において看護師又は保健師として勤務しようとする者であること。

イ 貸付金額 月額 1 万円、2 万円、3 万円、4 万円又は 5 万円のうち選択した額

ウ 利息 年 3 パーセント以内で規則で定める利率。ただし、借受人が卒業後に市内の医療施設等において看護師又は保健師として勤務したときは、無利息とする。

## 2 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日から施行。ただし、上記 1 (1) の申請に係る準備行為に関する規定については、公布の日から施行。